

日銀業第719号  
2020年8月19日

国債振替決済制度参加者 御中

日本銀行業務局

「国債振替決済制度における振替国債の元利金の配分に関し日本銀行が参加者に支払う手数料に関する規則」の一部改正に関する件

2020年10月以降に発行される個人向け国債について、国債振替決済制度の参加者口座の預り口および信託口の自己口の残高に応じて同制度の参加者に支払う新たな手数料（以下「個人向け国債管理手数料」といいます。）が導入される<sup>(注1)</sup>ことに伴い、標記規程（平成15年1月9日付日銀業第4号別紙3）の一部を別紙のとおり改正し、2020年9月2日から実施する<sup>(注2)</sup>こととしましたので通知します。

（注1）個人向け国債管理手数料の導入については、「個人向け国債にかかる募集発行事務取扱手数料の見直しおよび管理手数料の導入について」（2020年1月31日付日銀業第49号。以下「2020年1月通知」といいます。）をご参照ください。

なお、2020年1月通知の別紙2の3.に記載した日本銀行における所要の対応の完了時期につきましては、追ってご連絡します。

（注2）個人向け国債管理手数料の初回の支払は、2021年11月に行います。

以 上

「国債振替決済制度における振込国債の元利金の配分に関し日本銀行が参加者に支払う手数料に関する規則」中一部改正

○ 題名を「国債振替決済制度における振込国債の元利金の配分等に関し日本銀行が参加者に支払う手数料に関する規則」に改める。

○ 第一条を横線のとおり改める。

(趣旨)

第一条 この規則は、国債振替決済制度における振込国債の元利金の配分及び個人向け国債の管理に関し日本銀行が参加者に支払う手数料について必要な事項を定める。

○ 第三条第一項第二号の次に次の第三号を加える。

三 個人向け国債管理手数料

○ 別表を横線のとおり改める。

元金配分手数料及び、利子配分手数料及び個人向け国債管理手数料の額

元 金 配 分 手 数 料	国庫短期証券 以外	預り口及び信託口の自己口 <sup>(注1)</sup> に係る元金の額の合計に百万分の六の料率を乗じた額（一円未満の端数切捨て）
	国庫短期証券	<p>預り口及び信託口の自己口<sup>(注2)</sup>に係る元金の額の合計に百万分の〇・九の料率を乗じた額（一円未満の端数切捨て）  ただし、国債の名称及び記号別の次の各号に掲げる元金の額ごとに当該料率を乗じた額（一円未満の端数切捨て）がそれぞれ当該各号に定める額を超える場合には、当該元金の額に係る手数料の額はそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>イ 信託口の自己口<sup>(注2)</sup>に係る元金の額の合計 一万円  ロ }  イ } 略（不変）  ニ }</p>
利子配分手数料		利子の配分が行われた国債の当該配分時における預り口及び信託口の自己口 <sup>(注1)</sup> の残高（物価連動国債の場合には、当該残高に利子支払期日における連動係数を乗じた額）の合計に百万分の六の料率を乗じた額（一円未満の端数切捨て）
個人向け国債管理 手数料		利子の配分が行われた個人向け国債（令和二年十月以降に発行されたものに限る。）の当該配分時における預り口及び信託口の自己口 <sup>(注2)</sup> の残高の合計に一万分の二の料率を乗じた額

(注1) この欄において「信託口の自己口」とは、信託口1、信託口2、信託口3及び信託口4の自己口I及び自己口II並びに信託口5及び特別課税信託口の自己口I、自己口II、自己口III及び自己口IV（国庫短期証券にあっては、信託口1、信託口2、信託口3及び信託口4の自己口I及び自己口II並びに信託口5の自己口I、自己口II、自己口III及び自己口IV）をいう。

(注2) この欄において「信託口の自己口」とは、信託口1、信託口2、信託口3及び信託口4の自己口I及び自己口II並びに信託口5の自己口I、自己口II、自己口III及び自己口IVをいう。